

AMT/NEWSLETTER

Economic Security & International Trade

2025年2月28日

外為法上の輸出規制におけるキャッチオール規制の制度改正およびリスト規制品目への先端半導体関連等の21品目の追加

弁護士 松本 拓 / 弁護士 田村 允

Contents

- I. はじめに
- II. 政令案等(補完的輸出規制等)について
 - 1. 通常兵器キャッチオール規制に関する改正案
 - 2. グループ A 国向け輸出に関するインフォーム要件の導入
- III. 政令案等(重要・新興品目等)について
- IV. おわりに

I. はじめに

2025年1月31日、経済産業省は、「外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案等(重要・新興品目等)」¹(以下「政令案等(重要・新興品目等)」という。)および「外国為替令等の一部を改正する政令案等(補完的輸出規制等)」²(以下「政令案等(補完的輸出規制等)」といい、「政令案等(重要・新興品目等)」とあわせて「本政令案等」と総称する。)に対する意見募集を開始した。特に政令案等(補完的輸出規制等)は、2024年4月の産業構造審議会安全保障貿易管理小委員会の中間報告³(以下「中間報告」という。)の提言の制度化を試みるものであり、兵器転用のリスクが高い製品については、一般国向けの輸出についても、通常兵器キャッチオール規制の客観要件が追加されるなど、安全保障貿易管理実務に大きな影響を及ぼすことが予想される。

本ニュースレターでは、本政令案等の内容を概観し、今後の安全保障貿易管理実務に与える影響についても解説する。

II. 政令案等(補完的輸出規制等)について

本政令案等のうち、最も重要と考えられるのは、政令案等(補完的輸出規制等)におけるキャッチオール規制に関する

¹ <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595125012&Mode=0>

² <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595125013&Mode=0>

³ 産業構造審議会 通商・貿易分科会 安全保障貿易管理小委員会「中間報告」(経済産業省、2024年4月24日)
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/anzen_hosho/pdf/20240424_1.pdf

改正である。特に重要な改正点は以下のとおりである。

- ① 輸出令別表第一 16 の項に(1)と(2)の区分を導入し、キャッチオール規制の対象品目のうち、半導体等の兵器転用のリスクが高い品目を特定品目として指定する。
- ② 一般国(国連武器禁輸国以外の国・地域で、グループ A 国に該当しない国・地域)を仕向地とする特定品目の輸出について、通常兵器キャッチオール規制の客観要件(用途要件および需要者要件)を導入し、該当する場合には輸出許可を義務付ける。
- ③ 武器禁輸国向けの輸出については、全品目(輸出令別表第一 16 の項(1)、(2)の両方)対象に、通常兵器キャッチオール規制の需要者要件を追加し、該当する場合には輸出許可を義務付ける。
- ④ グループ A 国(旧ホワイト国)への輸出について、インフォーム要件に基づくキャッチオール規制を導入し、輸出者が経済産業大臣からのインフォームを受けた場合には輸出許可を義務付ける。

キャッチオール規制に係る制度改正						
<ul style="list-style-type: none"> ● 一般国向けは、特定品目(輸出令16の項(1))について用途要件及び需要者要件を追加。 ● 武器禁輸国向けは、全品目(輸出令16の項(1)(2))について需要者要件を追加。 ※武器禁輸国向けは、「用途要件」は、現行「全品目」適用されているため、「需要者要件」(全品目)が追加となる。 						
「○」適用あり(現行) 「●」適用あり(追加) 「-」適用なし。「黄色網掛け」が追加となるキャッチオールの規制要件。						
対象地域	①グループA国		②武器禁輸国		③一般国(①②以外)	
対象品目	16項(1):特定品目	16項(2):全品目	16項(1):特定品目	16項(2):全品目	16項(1):特定品目	16項(2):全品目
1. インフォーム要件	● 追加(法48条2項、25条2項等) ※大量破壊兵器も同様		○ 変更なし	○ 変更なし	○ 変更なし	○ 変更なし
2. 客観要件	(1) 用途要件	-	-	○ 変更なし	○ 変更なし	● 追加
	○おそれ貨物 34品目	-	-	※16項(1)品目と重複排除		-
	(2) 需要者要件	-	-	● 追加(全品目) ※ユーザーリスト以外の需要者も対象		● 追加 ※ユーザーリスト以外の需要者も対象
	○外国ユーザーリスト	-	-	● 追加		● 追加
○明らかガイドライン	-	-	● 追加		● 追加	-
※グループA国のインフォーム要件追加以外は、法48条1項(貨物の輸出)又は25条1項等(技術の提供)に基づく許可。						

図 1 経産省作成のキャッチオール規制に係る制度改正の概要

出典:貿易経済安全保障局「産構審安保小委を踏まえた補完的輸出規制の見直しについて」

(経済産業省、2025年1月)⁴ 4頁

1. 通常兵器キャッチオール規制に関する改正案

まず、政令案等(補完的輸出規制等)では、現在輸出令別表第一 16 の項で包括的に規定されているキャッチオール規制の対象品目について、輸出令別表第一 16 の項に(1)、(2)の区分を導入することが提案されている。これまで、輸出令別表第一 16 の項はキャッチオール規制の対象品目を包括的に規定していたが、今回の改正案では、半導体や工作機械の一部など、兵器転用のリスクが高い品目が特定品目(輸出令別表第一 16 の項(1))として分類され、その他の品目は輸出令別表第一 16 の項(2)としてキャッチオール規制の対象となる。特定品目概念の導入は、安全保障上の懸念が高い品目に限定して、一般国向けの輸出に関する通常兵器キャッチオール規制の客観要件を導入することを意図するものである。

⁴ <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000287291>

したがって、今回、客観要件の導入が提案されているのは、一般国を仕向地とする輸出のうち、特定品目に該当する品目の輸出に限られる。政令案等(補完的輸出規制等)のとおり改正が成立すれば、特定品目を一般国向けに輸出する輸出者は、通常兵器キャッチオール規制の文脈においても、輸出する特定品目がどのような用途で使用されるかという観点(用途要件)およびどのような需要者が使用するかという観点(需要者要件)から、客観要件への該当性を確認することが求められる。確認の結果、特定品目が通常兵器の開発、製造または使用に用いられるおそれがある場合には、輸出者は輸出を行う前に許可を受ける義務を負う。

また、これまで、国連武器禁輸国を仕向地とする輸出であっても、通常兵器キャッチオール規制における需要者要件は課されていないが、政令案等(補完的輸出規制等)では需要者要件の導入が提案されている。なお、国連武器禁輸国向けの輸出では、特定品目に限らずすべての品目の輸出について需要者要件の導入が提案されている。

新たに通常兵器キャッチオール規制に需要者要件が導入されることにより、「明らかガイドライン」(輸出品が通常兵器の開発等に用いられないことが明らかかどうかの判断基準を示すガイドライン)に関する運用が実務上重要視すべきポイントとなる。政令案等(補完的輸出規制等)は、通常兵器キャッチオール規制においても、大量破壊兵器キャッチオール規制と共通の「明らかガイドライン」を利用する方向性を示している。さらに、政令案等(補完的輸出規制等)は、ガイドラインに判断の参考となる例示等を追記しており、要件の判断に当たって事業者が参考にすべき情報が増えると考えられる。

政令案等(補完的輸出規制等)が成立すれば、特定品目の一般国向けの輸出に関して、客観要件の検討が求められることとなり、輸出者が実務上対応すべき事項の増加が予想される。客観要件の確認は、概ね大量破壊兵器キャッチオール規制の場合と同様となるため、輸出者は大量破壊兵器キャッチオール規制の例を参考に輸出管理を行うことが求められることになりそうである。なお、今回のパブリック・コメントに当たって経産省から公表された資料において、通常兵器キャッチオール規制の客観要件に係る手続フローは図2のとおり整理されている。

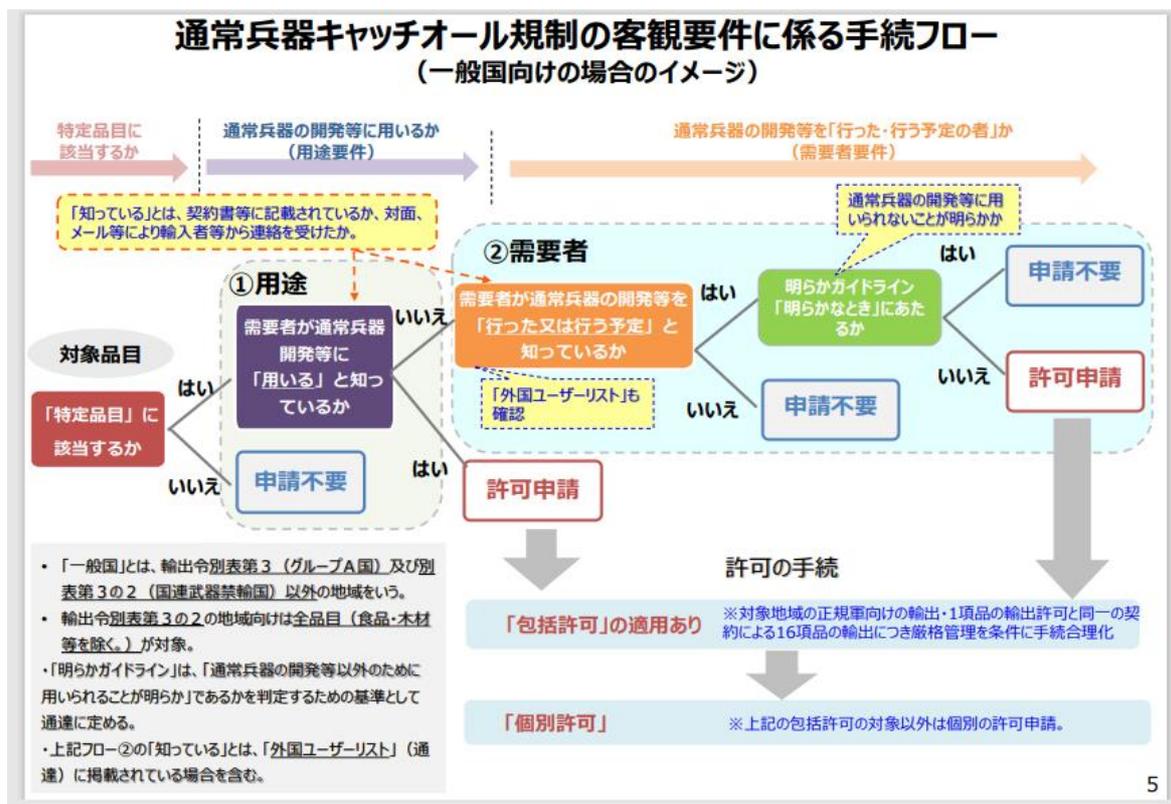


図2 経産省作成の通常兵器キャッチオール規制の客観要件に係る手続フロー
 出典:同上5頁

なお、今回の通常兵器キャッチオール規制の大きな改正は、中間報告において、米国や EU などの諸外国が国連武器禁輸国以外の国・地域を仕向地とする場合であっても、輸出者が通常兵器の開発等に用いられることを知った場合に輸

出許可を求める規制があることから、日本も同様の制度を導入し、「同盟国・同志国との国際協調に取り組むべき」ことが提言されたことを具体化するものである⁵。

2. グループ A 国向け輸出に関するインフォーム要件の導入

政令案等(補完的輸出規制等)では、グループ A 国(輸出令別表第 3 の地域、旧ホワイト国)向けの輸出について、インフォーム要件の導入が提案されていることも注目に値する。これまで、グループ A 国は、キャッチオール規制の対象から完全に除外されていたが、本改正が実現すれば、グループ A 国向けの輸出であっても、経済産業大臣のインフォームがあった場合に、輸出者は許可申請を義務付けられることとなる。経産省によれば、本改正の背景には、グループ A 国からロシアへの迂回輸出に関する報道などがあるという⁶。

なお、中間報告は、グループ A 国が適切な輸出管理を行っていると考えられることからすれば、キャッチオール規制におけるインフォームは、「安全保障貿易管理における最終手段として位置付けるべき」としていた⁷。グループ A 国もキャッチオール規制の対象となり得るという点では、当該改正は大きな転換点とみることもできるが、一般国向けの客観要件の追加とは異なり、事業者が直ちに何らかの対応を求められるわけではない。中間報告が述べるとおり、あくまで例外的な場合に許可申請を義務付けるための手段の確保という意味合いが強いとすれば、実務上の影響はさほど大きくないとも考えられる。

III. 政令案等(重要・新興品目等)について

政令案等(重要・新興品目等)における主な改正は、重要・新興技術関連品目のリスト規制品目への追加である⁸。リスト規制品目の追加は、ワッセナー・アレンジメント等の国際的な輸出管理レジームの動向を踏まえて、毎年行われている定例的な改正である。今回は、重要・新興技術関連品目について、先端半導体の製造装置や量子コンピュータ関連の技術・貨物の合計 21 品目をリスト規制の対象に追加する改正案が公表されており、関連する技術・貨物を取り扱う事業者は追加された品目を確認し、自社製品の該非判定を行う必要がある。

IV. おわりに

本政令案等では、特にキャッチオール規制について大幅な改正が盛り込まれており、改正が実現すれば、日本の安全保障貿易管理実務にも大きな影響が予想される。特に、これまではインフォーム要件のみだった一般国向けの輸出に関しても、特定品目については客観要件に基づく許可が要求されることとなり、中国等への輸出に当たってキャッチオール規制の客観要件の検討が求められる。実務上、一般国向けの輸出は、国連武器禁輸国向けの輸出よりも多いと考えられ、対象が特定品目に限られることを考慮しても、輸出者にとっては規制遵守のための負担が増えることになる。

また、本政令案等による改正のインパクトは、貿易管理実務にとどまらず、国際関係への波及も予想される。本政令案等の公表と同日付けで、需要者要件の検討に当たって重要な「外国ユーザーリスト」に、新たに 10 以上の中国企業が追加された⁹ことも受け、中国商務部の報道官は、記者の質問に対して本政令案等のパブリック・コメントを始めとする日本の輸出管理政策の動向が、「産業チェーンとサプライチェーンの安全と安定に影響を及ぼし、企業の正常な商業交流を妨

⁵ 前掲注 3 に同じ

⁶ 前掲注 4 に同じ

⁷ 前掲注 3 に同じ

⁸ 経済産業省貿易経済安全保障局「外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案等(重要・新興品目等)に対する意見募集について」(経済産業省、2025 年 1 月 31 日)<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000286613>

⁹ <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law09-2.html#250131>

げ、両国の企業の利益を損なう」と回答した¹⁰。世界的な経済安全保障強化の流れの中、本政令案等に至った経緯に国際協調や対ロシア制裁の観点が大きく影響していることはすでに述べたとおりである。

本政令案等の実務上および国際的なインパクトを考えれば、事業者においては、パブリック・コメントを経て成立に至るまでの間、引き続き動向を注視しつつ、改正の重要なポイントを把握し、規制遵守に向けた準備を進めることが求められるといえる。

以上

10 「商务部新闻发言人就日本拟实施半导体等多项出口管制措施事答记者问」(中华人民共和国商务部、2025年1月31日)

https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/xwfyrtth/art/2025/art_2d0cf353a9b54ecfb3a5d6d7e988e02a.html

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 松本 拓 (taku.matsumoto@amt-law.com)
弁護士 田村 允 (jo.tamura@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。